

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月14日

【四半期会計期間】 第86期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 日本ケミファ株式会社

【英訳名】 NIPPON CHEMIPHAR CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 口 一 城

【本店の所在の場所】 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3863-1211大代表

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 安 本 昌 秀

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

【電話番号】 東京(03)3863-1211大代表

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 安 本 昌 秀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第2四半期 連結累計期間	第86期 第2四半期 連結累計期間	第85期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	17,515	17,512	35,689
経常利益 (百万円)	1,147	983	2,849
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	822	730	2,054
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	760	996	2,196
純資産額 (百万円)	16,407	16,968	17,355
総資産額 (百万円)	43,530	46,160	47,002
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	210.37	194.80	530.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	210.33	—	529.91
自己資本比率 (%)	37.7	36.7	36.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,113	1,295	2,737
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,392	△1,064	△2,504
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	171	△1,097	787
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	6,956	7,213	8,084

回次	第85期 第2四半期 連結会計期間	第86期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	92.00	87.37

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第86期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 4 平成28年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第85期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善や個人消費の持ち直しを背景に引き続き緩やかな回復基調が続きました。海外経済も堅調な景気回復が続くと思われませんが、北朝鮮情勢をめぐる地政学的リスクや米政権政策の不透明性などが国内経済の下押し要因となる可能性が出てきました。

医薬品業界におきましては、政府が本年6月に発表した「経済財政運営と改革の基本方針2017」の中で、毎年薬価調査・薬価改定、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のゼロベースでの抜本的見直し、費用対効果評価の本格導入などの薬価制度の抜本的改革に取り組むことが閣議決定されました。現在は平成30年4月に予定されている診療報酬制度改定に向けて、その具体的内容について議論が進められています。

このような環境下で、当社グループは引き続き「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、ジェネリック医薬品の高品質維持と安定供給確保、並びに生産性及び効率性の向上に資する施策を一層推し進めてまいりました。

また、ジェネリック医薬品事業と並行して取り組んでいるミッションである、「高尿酸血症領域」や「自社開発創薬」に関しましても、複数の開発品目において、それぞれの試験が順調に進展しております。当社グループはまだ十分な治療薬がない病気に苦しむ患者さんのために、画期的な自社創薬の開発に取り組んでいます。

セグメントの業績は次のとおりです。

① 医薬品事業

1) 医療用医薬品

(a) ジェネリック医薬品

医療用医薬品事業のうち、ジェネリック医薬品事業につきましては、当第2四半期において循環器用薬の「テルミサルタン錠」及びアレルギー用薬の「モンテルカストチュアブル錠」など2成分5品目を発売いたしました。

販売面では、国のジェネリック医薬品使用促進策を背景に、保険薬局や大学病院をはじめとする基幹病院においては数量面での拡大が続いていますが、市場規模が大きな品目を中心にジェネリック医薬品への置換率が政府目標に近づいており、従前に較べて置換のスピードが鈍化しつつあることに加え、オーソライズドジェネリックの台頭などにより市場間の競争は厳しさを増しております。当社においても市場環境の変化による影響は大きく、同業他社向けの販売である導出売上も伸び悩んだことなどから、ジェネリック医薬品の売上は前年同期を上回っているものの、期初の想定には届いておりません。

一方で、オンコロジー関連医薬品については、大学病院をはじめとするがん診療連携拠点病院を中心に質の高い情報提供を行うことで着実に採用が進展しました。

(b) 主力品

主力品であるアルカリ化療法剤「ウラリット-U配合散・配合錠」につきましては、ジェネリック医薬品への置き換え等により市場における競争は厳しくなっておりますが、これまで実施して来た痛風並びに高尿酸血症における酸塩基平衡改善の重要性の啓発活動に加え、近年、高尿酸血症や代謝性アシドーシスが

慢性腎臓病を進展させること、アシドーシスに対するアルカリ化療法による慢性腎臓病の進展抑制効果等の報告が増加していることを踏まえ、更なるアルカリ化療法剤投与の重要性に関して普及活動を強化しています。

(c) 海外販売

海外での販売につきましては、当第2四半期に香港でのシロスタゾールの販売開始が決まり、期末時点では韓国、タイ、中国の3か国において6品目の承認を取得し、販売しております。その他にもASEANを中心に2品目を申請中であり、さらに複数品目について申請の準備を進めています。

以上の結果、ジェネリック医薬品の売上高は前年同期比2.6%の増収、ウラリットをはじめとする主力3品の売上高は11.7%の減収となり、医療用医薬品全体では1.5%の増収となりました。

なお、医療用医薬品の売上高比率を薬効別にみますと、循環器官用薬及び呼吸器官用薬32.0%、消化器官用薬18.7%、ウラリット等の代謝性医薬品17.0%、神経系及び感覚器官用薬9.2%、病原生物用薬6.1%、腫瘍用薬3.6%、その他の医薬品13.4%となっています。

(d) 研究開発

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、AMED）の支援を受け、当社と九州大学が共同で研究を進めている「NC-2600」（P2X4受容体アンタゴニスト）は、世界で初めてグリア細胞をターゲットとした神経障害性疼痛治療薬であり、平成28年6月よりスタートしたフェーズI試験が当第2四半期に終了し、現在はデータの解析を行っています。

また、当社と北里大学、筑波大学、国立精神・神経医療研究センターの4者による共同研究で開発を行っている抗うつ・抗不安薬「NC-2800」（オピオイドδ受容体アゴニスト）についても、同じくAMEDの支援を受けながら、当第2四半期は前臨床試験を進めております。

さらに、当社グループの3つのミッションの1つである高尿酸血症領域の新薬開発状況については、尿酸降下薬「NC-2500」（キサンチンオキシドリダクターゼ阻害薬）のフェーズI試験が当第2四半期に終了し、データの解析を行うとともに導出に向けた準備を進めております。また、「NC-2500」に続く新規の尿酸降下薬「NC-2700」（URAT1阻害薬）については、前臨床試験を終了し、データの解析を行っております。

(e) 生産体制

ベトナム現地法人であるNippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. がビンズオン省で建設を進めておりました工場は、予定通りに当第2四半期に竣工を迎え、9月14日に現地で国内外の関係者を招き竣工式を執り行いました。同工場はグループ全体の生産能力増強及び製造コスト削減を当面の目的としておりますが、将来的には近年取り組みを強化しているASEAN諸国への足掛かりとすることも目指しています。現在は試作品の生産に加え各種の申請手続きや現地従業員の採用と教育などを進めており、平成30年下期の商業生産開始に向け順調に準備を整えています。

2) 臨床検査薬

主力製品・自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」及び測定機器の「DiaPack3000」とヘモグロビンA1c検査薬及び測定装置「HLC-723G11」は、ともに近年注力してきた新規施設への設置効果があらわれ好調に推移し、臨床検査薬全体の売上高は前年同期を上回る結果となりました。

以上により、医薬品事業全体の売上高は17,097百万円（前年同期比0.4%増）、営業利益は991百万円（前年同期比25.3%減）となりました。

② その他

受託試験事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業である「その他」の事業では、受託試験事業の競争環境が厳しさを増していることなどから売上高は415百万円（前年同期比15.8%減）となり、12百万円の営業損失（前年同期は4百万円の営業損失）となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は17,512百万円（前年同期比0.0%減）、営業利益は979百万円（前年同期比26.0%減）、経常利益は983百万円（前年同期比14.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は730百万円（前年同期比11.2%減）となりました。

(2) 財政状態

① 資産

流動資産は前期末に比べて1,406百万円減少し、27,602百万円となりました。これは、現金及び預金の減少などによるものです。

固定資産は前期末に比べて565百万円増加し、18,556百万円となりました。これは、主に投資有価証券の含み益増加によるものです。

この結果、総資産は前期末に比べて841百万円減少し、46,160百万円となりました。

② 負債

流動負債は前期末に比べて390百万円減少し、14,548百万円となりました。これは、仕入債務の減少などによるものです。

固定負債は前期末に比べて62百万円減少し、14,643百万円となりました。これは、退職給付債務の減少などによるものです。

この結果、負債合計は前期末に比べて453百万円減少し、29,192百万円となりました。

③ 純資産

純資産合計は前期末に比べて387百万円減少し、16,968百万円となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益を計上した一方で、主に自己株式を取得したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における連結ベースの現金及び現金同等物は、営業活動により1,295百万円増加いたしました。また投資活動においては1,064百万円の減少、財務活動においては1,097百万円の減少となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は7,213百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において、営業活動による資金は仕入債務の減少及び法人税等の支払などがあったものの、主に税金等調整前四半期純利益の計上により、1,295百万円の増加（前年同期は1,113百万円の増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において、投資活動による資金は主に固定資産の取得により、1,064百万円の減少（前年同期は1,392百万円の減少）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において、財務活動による資金は長期借入金の調達があった一方で、主に長期借入金の返済及び自己株式の取得により、1,097百万円の減少（前年同期は171百万円の増加）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題に重要な変更並びに新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報

を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は i) 新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、ii) ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験及びノウハウ、iii) 開発コストの低減と開発スピードの向上を企図し探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び iv) 創業後60年余をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1) 中期経営計画による取組み

当社は、近年ますますスピードが増している経済環境や制度の変化にタイムリーに対応すべく、平成27年度より期間3ヶ年の中期経営計画を毎年ロールオーバーしております。この中期経営計画においては、当社が従前取り組んで参りました3つのミッション、i) ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、ii) ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指すこと、iii) 自社開発創薬による業容拡大への更なる取組みを継続・強化するとともに、これらの取組みの成果をベースに海外に展開することを掲げております。

まず、ジェネリック医薬品事業につきましては、新薬メーカーとしていち早くジェネリック医薬品事業に参入した当社のアドバンテージを活かしつつ、市場におけるプレゼンスを維持するためには、「量」よりも「質」を追求し、開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体を強化することが不可欠であると考えております。このような方針のもと、知財部門を含む開発体制の強化や、日本薬品工業つくば工場において全面免震構造を有する新製造棟建設を実施するとともに、現在ベトナムの製造拠点となる工場の稼働に向けた準備を行っており、今後とも同事業の更なる高品質化、効率化を推進してまいります。また、営業面では、これまで同様にDPC病院を中心とした重点得意先に注力するとともに、平成28年4月の診療報酬制度改定により今後ジェネリック医薬品の普及が期待される出来高払いの病院や開業医への営業活動も強化してまいります。

次に、高尿酸血症領域での取組みに関しましては、尿アルカリ化剤による慢性腎臓病進展抑制等の臨床研究を支援し、これを販売実績の拡大に結び付けるべく取り組むとともに、高尿酸血症治療薬候補「NC-2500」のフェーズI試験を実施し、また、NC-2500に続く新規の尿酸降下薬として開発を行っている「NC-2700」については前臨床試験を開始しています。

最後に、創薬につきましては、神経障害性疼痛治療薬候補「NC-2600」や抗うつ剤・抗不安薬候補「NC-2800」等公的資金を獲得するような有望な研究テーマも複数出てまいりました。今後も、研究開発体制の強化・効率化を進めながら、自社創薬への投資を継続してまいります。

これらの成果を踏まえ、将来にわたる当社グループの持続的成長のために、ASEAN、中国を中心とする海外の事業基盤の強化にも取り組んでまいります。

当社は、これらのミッションに一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値、すなわち、株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益を維持・拡大させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを強化・充実し、また、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めるとともに公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。

その具体化の一端として、当社は、経営機能を「意思決定機能・監督機能」と「業務執行機能」とに分離し、前者を独立性の高い社外取締役を含む取締役（会）に、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度を導入するとともに、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役2名を含む監査役の監査により経営の透明性・公正性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

社外取締役及び社外監査役は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます）が定める独

立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の恐れのない独立役員です。当社は、いずれの社外役員についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化にも努めております。具体的には、内部統制に関する基本方針や法令等の遵守のための行動基準などに基づいた健全な企業活動を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について、平成19年に導入、平成22年及び平成25年に改定した内容を更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます）。本プランの内容の概要は次のとおりであります。

1) 目的

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案を提示したり、もしくは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご提示した計画や代替案等を提示し、又は、買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます）により割り当てます。

(c) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を招集し（以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

3) 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、i) 当社の株主総会において本定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、ii) 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません）。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つのミッションを中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができることとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の医薬品事業における研究開発費の総額は1,148百万円であります。

(注) 「その他」の事業では、研究開発活動を行っていないため記載しておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,400,000
計	15,400,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成29年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,261,420	4,261,420	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります
計	4,261,420	4,261,420	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成29年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年6月23日
新株予約権の数	200個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株(新株予約権1個につき100株) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり5,414円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成32年8月2日～平成35年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,414円 資本組入額 2,707円 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 7

(注) 1 新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む)又は株式併合を行う場合、本株式数(以下、「対象株式数」という)は次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は対象株式数の調整をすることができるものとします。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される、新株予約権1個当たりの財産（金銭に限る）の価額は、1株当たりの出資価額（以下、「行使価額」という）に対象株式数を乗じた金額とします。
 なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合、又は当社が時価を下回る価額で自己株式を処分（新株予約権の行使により自己株式を処分する場合を除く）する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替えるものとします。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。
- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）が当社又は当社子会社の役員若しくは従業員の地位をいずれも失った場合（任期満了又は定年による場合は除く）は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
 (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に相続手続を完了したときに限り、新株予約権の相続を認めます。
 (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要することとします。
- 6 当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従い、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されるものとします。
 この場合に交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとします。
- (1) 新株予約権の目的である株式
 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社又は株式移転により設立する株式会社の同種の株式
- (2) 新株予約権の目的である株式の数
 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整します。調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てることとします。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）
 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整します。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることとします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等
 合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることとします。
- (5) 譲渡制限
 新株予約権の譲渡については、新株予約権を交付する会社の承認を要することとします。
- 7 (1) 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合、又は当社が子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議で承認された場合）であって、当社取締役会が取得の日を定めて新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は当該日に新株予約権を無償で取得することとします。
 (2) 新株予約権は、新株予約権者が、4に定める行使条件を満たさない状態である場合等、新株予約権を行使できない状態にある場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて当該新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は当該日に当該新株予約権を無償で取得することとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日	—	4,261	—	4,304	—	—

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ジャパンソファルシム株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目2番3号	714	16.76
豊島薬品株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目2番3号	242	5.68
今村 均	千葉県東金市	151	3.54
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	144	3.37
山口 一城	東京都港区	103	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	79	1.85
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	77	1.81
株式会社東京都民銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都港区六本木二丁目3番11号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	75	1.77
フクダ電子株式会社	東京都文京区本郷三丁目39番4号	73	1.72
日本ケミファ従業員持株会	東京都千代田区岩本町二丁目2番3号	60	1.40
計	—	1,720	40.36

(注) 上記のほか当社所有の自己株式597千株(14.01%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 597,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,632,300	36,323	—
単元未満株式	普通株式 31,820	—	—
発行済株式総数	4,261,420	—	—
総株主の議決権	—	36,323	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式59株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本ケミファ株式会社	東京都千代田区岩本町 二丁目2番3号	597,300	—	597,300	14.01
計	—	597,300	—	597,300	14.01

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,169	7,316
受取手形及び売掛金	※1 9,886	※1 9,050
電子記録債権	※1 4,353	※1 4,952
商品及び製品	4,014	3,556
仕掛品	753	875
原材料及び貯蔵品	933	1,137
繰延税金資産	567	522
その他	330	190
流動資産合計	29,009	27,602
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,983	6,327
機械装置及び運搬具（純額）	2,010	2,073
工具、器具及び備品（純額）	225	346
土地	5,448	5,064
リース資産（純額）	265	287
建設仮勘定	1,774	725
有形固定資産合計	14,707	14,824
無形固定資産		
リース資産	12	11
ソフトウェア	33	116
電話加入権	20	20
無形固定資産合計	66	147
投資その他の資産		
投資有価証券	2,412	2,839
長期貸付金	2	1
長期前払費用	292	309
敷金及び保証金	95	92
繰延税金資産	96	11
その他	374	388
貸倒引当金	△57	△57
投資その他の資産合計	3,217	3,585
固定資産合計	17,991	18,556
繰延資産		
社債発行費	1	1
繰延資産合計	1	1
資産合計	47,002	46,160

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 1,761	※1 2,088
電子記録債務	※1 5,547	※1 4,415
短期借入金	496	612
1年内返済予定の長期借入金	2,371	2,619
リース債務	109	114
未払金	597	94
未払法人税等	422	328
未払消費税等	66	211
未払費用	2,614	2,884
預り金	81	141
返品調整引当金	3	4
販売促進引当金	448	430
その他	※1 421	※1 604
流動負債合計	14,939	14,548
固定負債		
社債	200	200
長期借入金	11,737	11,710
リース債務	235	244
役員退職慰労引当金	407	427
退職給付に係る負債	948	867
受入敷金保証金	9	9
繰延税金負債	-	68
再評価に係る繰延税金負債	1,168	1,115
固定負債合計	14,706	14,643
負債合計	29,646	29,192
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,304	4,304
資本剰余金	1,303	1,303
利益剰余金	10,702	11,166
自己株式	△2,066	△3,066
株主資本合計	14,243	13,708
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	822	1,113
土地再評価差額金	2,633	2,513
為替換算調整勘定	△5	△74
退職給付に係る調整累計額	△346	△303
その他の包括利益累計額合計	3,102	3,249
新株予約権	9	10
純資産合計	17,355	16,968
負債純資産合計	47,002	46,160

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
売上高	17,515	17,512
売上原価	9,586	9,562
売上総利益	7,929	7,950
返品調整引当金繰入額	-	0
返品調整引当金戻入額	0	-
差引売上総利益	7,929	7,950
販売費及び一般管理費	※1 6,606	※1 6,970
営業利益	1,323	979
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	24	28
固定資産賃貸料	8	3
持分法による投資利益	7	7
為替差益	-	5
受取補償金	-	23
保険配当金	2	2
その他	29	17
営業外収益合計	73	88
営業外費用		
支払利息	72	67
為替差損	158	-
支払手数料	3	8
その他	15	8
営業外費用合計	249	84
経常利益	1,147	983
特別利益		
固定資産売却益	-	80
特別利益合計	-	80
税金等調整前四半期純利益	1,147	1,064
法人税、住民税及び事業税	295	336
法人税等調整額	29	△2
法人税等合計	324	334
四半期純利益	822	730
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	822	730

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
四半期純利益	822	730
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9	291
為替換算調整勘定	△129	△68
退職給付に係る調整額	57	42
その他の包括利益合計	△62	265
四半期包括利益	760	996
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	760	996
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,147	1,064
減価償却費	521	554
社債発行費償却	0	0
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	1	△17
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	15	19
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△69	△19
受取利息及び受取配当金	△24	△28
支払利息	72	67
為替差損益 (△は益)	158	△5
固定資産売却損益 (△は益)	-	△80
売上債権の増減額 (△は増加)	539	236
たな卸資産の増減額 (△は増加)	3	131
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△131	145
仕入債務の増減額 (△は減少)	△814	△805
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	130	354
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△104	140
長期前払費用の増減額 (△は増加)	1	△27
その他	14	△0
小計	1,462	1,730
利息及び配当金の受取額	29	33
利息の支払額	△73	△68
法人税等の支払額	△305	△400
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,113	1,295
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△63	△42
定期預金の払戻による収入	96	24
固定資産の取得による支出	△1,313	△1,495
固定資産の売却による収入	-	471
投資有価証券の取得による支出	△2	△2
差入保証金の回収による収入	0	4
為替予約の決済による収支 (純額)	△95	-
その他の支出	△10	△14
その他	△3	△8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,392	△1,064
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	140	116
長期借入れによる収入	2,700	1,350
長期借入金の返済による支出	△2,196	△1,128
自己株式の取得による支出	△1	△1,000
配当金の支払額	△394	△385
その他	△76	△49
財務活動によるキャッシュ・フロー	171	△1,097
現金及び現金同等物に係る換算差額	△71	△4
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△179	△871
現金及び現金同等物の期首残高	7,135	8,084
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 6,956	※1 7,213

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 四半期連結会計期間末日満期手形並びに電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形並びに電子記録債権及び電子記録債務を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形	—	8百万円
電子記録債権	—	172 "
支払手形	—	68 "
電子記録債務	—	1,839 "
設備関係支払手形 (流動負債その他)	—	139 "

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当第2四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
貸出コミットメントの総額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,000百万円	3,000百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
広告宣伝費	66百万円	36百万円
販売促進費	1,945 "	2,017 "
旅費及び交通費	249 "	261 "
給料	1,732 "	1,744 "
退職給付費用	96 "	112 "
支払手数料	446 "	463 "
研究開発費	942 "	1,148 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
現金及び預金	7,011百万円	7,316百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△54 "	△103 "
現金及び現金同等物	6,956百万円	7,213百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	394	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	385	100.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日

- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成29年8月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。主にこの結果により、当第2四半期連結累計期間において自己株式が1,000百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末における自己株式は3,066百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	医薬品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	17,022	493	17,515	—	17,515
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8	6	15	△15	—
計	17,031	499	17,531	△15	17,515
セグメント利益又は損失(△)	1,327	△4	1,323	—	1,323

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、安全性試験の受託等、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	医薬品事業				
売上高					
外部顧客への売上高	17,097	415	17,512	—	17,512
セグメント間の内部売上高 又は振替高	5	44	49	△49	—
計	17,102	459	17,562	△49	17,512
セグメント利益又は損失(△)	991	△12	979	—	979

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、安全性試験の受託等、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	210円37銭	194円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	822	730
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	822	730
普通株式の期中平均株式数(株)	3, 910, 852	3, 749, 233
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	210円33銭	—
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	787	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1 当第 2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 2 当社は、平成28年10月 1 日付で普通株式10株につき普通株式 1 株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月7日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平	野	洋	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	田	浩	之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ケミファ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。